

索道事業に係る免税軽油制度の継続に関する意見書の提出について

令和8年7月31日受理

これまで冬季観光産業の重要な柱であるスキー場産業の発展に貢献してきた軽油引取税の課税免除の特例措置（以下「免税軽油制度」という。）の期限が、令和9年3月末日までとされています。

免税軽油制度は、元来道路を走らない機械に使用する軽油について、軽油引取税（本則税率1リットル当たり15円、暫定税率1リットル当たり17円10銭の計32円10銭）を免除する制度であり、船舶、鉄道、農業、林業、製造業など、幅広い事業における動力源の用途に認められてきたものであります。

暫定税率は令和8年4月に廃止されたものの、本則税率による課税は継続されています。

スキー場産業では、索道事業者が使用するゲレンデ整備車及び降雪機等の動力源に供する軽油が免税されており、この制度が終了することとなれば索道事業者は大きな負担を強いられ、スキー場の経営維持が困難になるとともに、地域経済にも大きな影響が及ぶことが懸念されます。

つきましては、下記事項について、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出してくださるよう陳情いたします。

記

- 1 索道事業に係る免税軽油制度を令和9年度以降も継続すること。

上下水道料金の値上げ撤回について

令和8年8月24日受理

上下水道の低廉で安全な供給は、29万秋田市民全ての生命維持に欠かせない、市政の最優先事項です。

秋田市の上下水道料金値上げ案を知った市民から次のような声が沸き起こっています。「スタジアムを造るのにお金を回すよりも、秋田市に住んでいる全ての市民が使う上下水道にお金を回してほしいです。そしたら料金、使用料は据え置きできるのではないですか」、「水は、人が生きる上で基本的なインフラです。聞けば40%近く値上げするとのこと。低所得者にとってはとても耐えられません。まして大家族ならなおさらです。年金生活者の家計に大打撃です。これが市長の方針なら、次回からは市長には入れません。この不況下にこんなことを。こんな審議答申を許すこと自体非常識ですね。腹が立ちます」。これらの切実な声が市議会の皆様にも既に届いていることと思います。

今回の値上げの理由としては、①人口減少による料金・使用料収入の減少や、②災害への備えとしての耐震化、浸水対策費用、③物価上昇による維持管理費の高騰の3点が挙げられていますが、憲法第25条第2項「国は、すべての生活部面について、(中略)公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」、地方自治法第1条の2「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として(以下略)」、水道法第2条「国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ(中略)水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない」、地方公営企業法第17条の2及び第17条の3「地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費・客観的に困難であると認められる経費、災害の復旧その他特別な理由により必要がある場合補助できる」等の規定に照らせば、上下水道料金は、国や秋田市の責務として負担・補助すべき性質の費用です。

また、地方公営企業法でも「独立採算とは企業に要する経費すべてについての独立採算ではなく、一般会計等の負担区分を前提とし、一般会計等において負担すべき経費を除いた部分についての独立採算である」と解説されております。

つきましては、29万秋田市民全ての生命維持のために、下記事項について陳情いたします。

記

- 1 一般会計からの繰入れにより必要な予算を確保し、上下水道料金の値上げを撤

回すること。

- 2 憲法第25条第2項、地方自治法第1条の2及び水道法第2条等の趣旨に鑑み、水道事業会計及び下水道事業会計に、公衆衛生の向上及び増進に努める責務にふさわしい予算を措置すること。

水道事業会計及び下水道事業会計に、公衆衛生の向上及び増進に努める
責務にふさわしい予算措置に関する意見書の提出について

令和8年8月24日受理

上下水道の低廉で安全な供給は、29万秋田市民全ての生命維持に欠かせない、市政の最優先事項です。

秋田市の上下水道料金値上げ案を知った市民から次のような声が沸き起こっています。「スタジアムを造るのにお金を回すよりも、秋田市に住んでいる全ての市民が使う上下水道にお金を回してほしいです。そしたら料金、使用料は据え置きできるのではないですか」、「水は、人が生きる上で基本的なインフラです。聞けば40%近く値上げするとのこと。低所得者にとってはとても耐えられません。まして大家族ならなおさらです。年金生活者の家計に大打撃です。これが市長の方針なら、次回からは市長には入れません。この不況下にこんなことを。こんな審議答申を許すこと自体非常識ですね。腹が立ちます」。これらの切実な声が市議会の皆様にも既に届いていることと思います。

今回の値上げの理由としては、①人口減少による料金・使用料収入の減少や、②災害への備えとしての耐震化、浸水対策費用、③物価上昇による維持管理費の高騰の3点が挙げられていますが、憲法第25条第2項「国は、すべての生活部面について、(中略)公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」、地方自治法第1条の2「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として(以下略)」、水道法第2条「国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ(中略)水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない」、地方公営企業法第17条の2及び第17条の3「地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費・客観的に困難であると認められる経費、災害の復旧その他特別な理由により必要がある場合補助できる」等の規定に照らせば、上下水道料金は、国や秋田市の責務として負担・補助すべき性質の費用です。

また、地方公営企業法でも「独立採算とは企業に要する経費すべてについての独立採算ではなく、一般会計等の負担区分を前提とし、一般会計等において負担すべき経費を除いた部分についての独立採算である」と解説されております。

つきましては、憲法第25条第2項、地方自治法第1条の2及び水道法第2条等の趣旨に鑑み、国及び県においては、秋田市が水道事業会計及び下水道事業会計に、公衆衛生の向上及び増進に努める責務にふさわしい予算を措置できるよう、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出してくださるよう陳情いたします。

非核三原則の尊重と堅持を求める意見書の提出について

令和 8 年 8 月 26 日 受理

非核三原則（核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」）は、1967年に当時の佐藤栄作内閣総理大臣が国会で表明し、1971年には衆議院において、その遵守に言及した決議が可決されて以来、国是として位置づけられ、歴代内閣もこれを堅持してきました。

また、我が国は被爆国として、「核兵器のない世界」を希求し、1994年以降、毎年国連総会に核兵器廃絶決議案を提出してきました。さらに、国連の場においても非核三原則を堅持する立場を公式に表明し、我が国及びアジア太平洋地域の安定に一定の役割を果たしてきたものと考えます。

しかしながら、現在、安全保障関連 3 文書の改定に向けた議論が与党内で開始されており、これに伴う非核三原則の見直しが懸念されています。核兵器を取り巻く国際情勢が一層厳しさを増す今日だからこそ、非核三原則は我が国とアジア太平洋地域の安定を築く基盤として、今後も確実に守られるべきものです。

広島と長崎にもたらされた惨禍を二度と繰り返さないため、被爆の実相を後世に伝えつつ、非核三原則を堅持し、「核兵器のない平和な世界」の実現に向けた努力を着実に積み重ねていくことは、唯一の戦争被爆国である我が国の使命であります。

つきましては、非核三原則の尊重と堅持を強く求めることについて、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出してくださるよう陳情いたします。